

役員等報酬規程

（ 目的 ）

第1条 この規程は、社会福祉法人全電通近畿社会福祉事業団（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（ 報酬等の支給 ）

第2条 役員の報酬等の支給は、次の通りとする。

- （1）常勤役員等には、報酬は支給しないものとする。
- （2）非常勤役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しないものとする。

（ 非常勤役員等の報酬等の算定方法 ）

第3条 非常勤役員等に対する報酬額等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）非常勤役員等の報酬については、別表第1に定める額
- （2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、宿泊料）を**実費**支給する。

（ 法人職員給与との併給 ）

第4条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（ 報酬等の支給方法 ）

第5条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）非常勤の理事長に対する月額報酬は、賃金規程第5条の規定に準じて本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。
- （2）前項以外の非常勤役員等に対する報酬等は、会議等への出席や業務にあたった都度、現金により支給する。
- （3）報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

（ 端数の処理 ）

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- （1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする

附則

- 1、この規程は、2017 年 4 月 1 日から施行する。
- 2、この規程は、2019 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。
- 3、この規程は、2021 年 6 月 19 日から一部改正、施行する。
- 4、この規程は、2023 年 11 月 25 日から一部改正、施行する。

別表1

(非常勤の理事長に対する月額報酬)

役職名	月額報酬
理事長	100,000円 以内

(非常勤の役員等に対する会議等出席時の日額報酬)

(1) 理事

	日額 (源泉徴収含む)
理事会及び評議員会への出席	11,137円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,137円

(2) 監事

	日額 (源泉徴収含む)
監事監査への出席	22,274円
理事会及び評議員会への出席	11,137円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,137円

(3) 評議員

	日額 (源泉徴収含む)
評議員会への出席	11,137円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,137円